

# 名古屋文理大学における公的研究費の管理・監査体制

平成 26 年 12 月 1 日制定  
最高管理責任者（学長）

名古屋文理大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定、平成 26 年 2 月 18 日改正）の趣旨や内容を踏まえ、公的研究費の不正使用の防止、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うための体制を「公的研究費管理規程」に基づき、下記の通り定める。

## 【公的研究費の運営・管理体制】

### (1) 最高管理責任者：学長

研究機関全体を統括し、公的研究費の運営、管理について最終責任を負う。

### (2) 統括管理責任者：事務局長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営、管理について研究機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

### (3) コンプライアンス推進責任者：食と栄養研究所長

研究機関内における公的研究費の運営、管理について実質的な責任と権限を持つ。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

① 不正防止対策の基本方針に基づき、公的研究費を用いて研究を行う者および公的研究費の使用、管理に関与する者（以下「研究者等」という）に対して、コンプライアンス教育を実施すること。また、その実施状況等を管理監督し、統括管理責任者に報告すること。

② 研究者等が、適正に公的研究費の管理、執行をしているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指示すること。

### (4) コンプライアンス副推進責任者：研究委員長および企画課長

コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費の適正な使用に対する具体的な対策を実施するとともに、コンプライアンス推進責任者に対し実施状況を報告するものとする。

### (4) 相談窓口：経理課

公的研究費の使用に関するルールや事務手続き等について、相談を受け付ける窓口

### (5) 通報窓口：総務課

機関内外からの公的研究費の使用、管理に対する通報を受け付ける窓口

〒492-8520 愛知県稻沢市稻沢町前田 365 TEL 0587-23-2400 FAX 0587-21-2844

### (6) 不正防止計画推進部署：公的研究費不正防止委員会

不正の発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定、実施を行う。

### (7) 内部監査部門：監査室

公的研究費内部監査手続要領に基づき、執行状況および体制不備等の監査を行う。

## 【発注・検収・決済体制】

### (1) 発注

予算執行システムにより、購入する物品についての執行決裁を受けた後、研究者により発注を行う。

決裁者は、購入する物品が研究内容に沿ったものか等を確認するとともに、その執行に對し疑義がある場合には、公的研究費不正防止委員会に諮り、その妥当性を判断しなければならない。

### (2) 検収

物品の納入後は、検収部署（図書：図書情報センター 図書以外：入試広報・学事課）にて検収を行い、会計上備品となるものについては備品ラベルを、図書については図書ラベルを貼付する。

その他の事項については、学校法人滝川学園経理規程および関連する本学規程、関係法令等によることとする。

### (3) 決済

大学名および研究者名宛の請求書に基づき、銀行振込による決済を原則とする。ただし、やむを得ない理由により、大学宛請求による決済が不可能な場合には、研究者による立替購入を認める。

## 【不正使用に係る調査と措置】

公的研究費の使用、管理に関して通報を受けた場合等、不正使用の疑義が生じた場合には、最高管理責任者は、速やかに公的研究費不正防止委員会に命じて必要な調査を行うものとする。また、最高管理責任者は必要に応じて調査の対象研究者等に対し、当該公的研究費の使用停止を命ずることができる。

調査の結果、公的研究費の不適正な使用の事実があると認定された場合については、本学規程により処分する。

また、不適正な使用に関与した業者については、以後の取引について一定の期間停止する。

## 【その他】

上記以外の事項が生じた場合については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）、その他関係法令等に定めるところ、またはその趣旨に準じて取り扱うものとする。